

第11回教育委員会（定例）議事録

1 開 会

令和5年2月16日（木） 14時00分

2 場 所

市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

3 会議に出席した委員

教育長 丹後 政俊

委 員 西田 正志

委 員 垣内 敬造

委 員 山本 恭子

委 員 鈴木 友美

4 会議に出席した職員

学校教育部長 西羅 忠和

こども未来部長 稲山 悟

社会教育部長 小林 康弘

学校教育次長 岸田 幸雄

こども未来次長兼保育教育課長 西嶋 睦美

教育総務課長 中野 悟

学校教育課長 浅田 智広

学 事 課 長 山本 毅

教育研究所長 大野 圭一

東部学校給食センター所長 石田 哲也

西部学校給食センター所長 齋藤 昭

子育て企画課長 竹見 朋子

社会教育課長 谷掛 昭二

文化財課長 村上 由樹

中央図書館長 小島 理三

田園交響ホール館長 酒井 直隆

総 務 課 長 河南 剛

中央公民館長 大路 和浩

教育総務課係長 田中 真紀子

5 議事日程及び議案

別紙の通り

6 開会宣言 14時00分

7 会 期

（自）令和5年2月16日

（至）令和5年2月16日 1日間

8 会議録署名委員名簿

山本委員

9 閉 会 16時15分

丹後教育長	日程第 1、令和 4 年度第 10 回会議録の報告、承認について意見等はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員異議なしで、会議録をこのとおり承認する。
丹後教育長	日程第 2、会議録署名委員は 3 番山本委員とする。
丹後教育長	日程第 3、会期は令和 5 年 2 月 16 日、本日 1 日間とする。
丹後教育長	日程第 4、議案に入る前に、審議の進行上、まず報告事項の 1、「寄附採納について」の報告をしてから議案に入る。 報告 1「寄附採納について」教育総務課報告を求める。
田中係長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	日程第 4 に移る。議案第 26 号「令和 4 年度 3 月補正予算案を市長に提案することについて」教育総務課説明を求める。
中野課長	《議案書に基づき説明》
山本委員	別紙 3 頁、児童福祉一般事務費、ひょうご保育料軽減事業補助金確定見込みによる増について、対象者は何人になったのか。
西嶋次長	第 3 子以降について 9 人予定が 16 人、第 2 子について 12 人予定が 27 人、第 1 子について 10 人予定が 19 人の見込みとなった。
西田委員	別紙 1 頁、中高連携事業、教育アドバイザーの今年度の活動実績について説明を求める。
中野課長	本市の中高連携事業の取組について報告し、その内容についてより効果的にするための改善点等の助言や、高校支援についての全体的な助言をいただいた。市長部局が担当している高校活性化委員会にも出席いただいていた際にも直接ご意見をいただいた。
西田委員	教育研究所事業費の技術授業用プロミグ教育用教材購入の内容について具体的な説明を求める。
大野所長	100 万円のご寄附をいただくと篠山ロータリークラブ様からお話をいただいた。それを受け中学校技術科教員と相談をした。今、中学校のプログラミング教育は各校で教材を用意したり、インターネット上のプログラミングアプリを使って学習をしているが、それに加えてより深い学習ができるように、micro:bit という制御装置を購入させていただくという話を進めている。micro:bit 自体に温度等のセンサー類が付いおり、micro:bit と附属機器を取り付けることにより、車として走らせる時に接触したら向きを変えるというようなプログラミングを学習する教材を購入させていただく。

西田委員 大野所長	その教材は5中学校全てに配置できるのか。 そうである。1校あたり20数個で2人で1個使用できるように、更に予備も含めて配置となるように配置する。
丹後教育長	議案第26号の「令和4年度3月補正予算案を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。
全委員 丹後教育長	異議なし。 全員賛成で、議案第26号「令和4年度3月補正予算案を市長に提案することについて」を可決する。
丹後教育長	議案第27号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」子育て企画課説明を求める。
竹見課長	《議案書に基づき説明》
西田委員 竹見課長	今回の条例改正において、直営の児童クラブと委託の児童クラブについて事業者が具体的にしなければいけないことの説明を求める。 安全計画の記載内容を統一するため、計画書の様式は同じものを使用し、市より計画を例示のうえ、各児童クラブで策定いただくことを予定している。幼稚園や認定こども園は学校保健安全法で、「安全計画」の策定が義務づけられている。一方、保育所を含む児童福祉施設等の施設は、「安全計画」の策定をはじめとする「児童の安全確保」に関する事項が、国の定める運営基準として明確に位置づけられる必要があるとされており、今まで位置づけていなかった。そのため今回この部分について定められ、それを受けて本市条例に追加することとなる。当然従来から安全確保については各児童クラブに市からも指示をしており、また安全な運営についてのマニュアルも備え付けていた。しかし、「安全計画」というかたちで定められたものがなかったので、各施設の運営管理者にも意見聴取も行いながら、令和5年度中に市として「安全計画」を策定する。
垣内委員	就学前施設には安全に関する規定があるが、今まで児童クラブにはなかったので、そちらも加えたという解釈でよいのか。
竹見課長	そのとおりである。
垣内委員	児童クラブの安全配慮マニュアルもこれから策定ということか。
竹見課長	今回国による基準の一部改正にあたり、厚生労働省からも策定に関する留意事項で、様式等も示されており、それに即し策定をしていく。
西田委員	委託をしている施設については、施設の老朽化が目立っており、安全点検をするといろんな課題が出てくると思う。公設公営施設は修繕等の対応をしていると思うが、委託をしている施設は修繕などどのようにしているのか。
竹見課長	委託施設においても安全点検は月1回必ず行っている。点検の結果課題が

	<p>あったものについて、軽微な修繕は委託先で対応し、大規模は委託事業者と協議のうえ次年度予算にて修繕対応をしている。また緊急修繕は協議して修繕をしている。</p>
垣内委員	<p>学校には防犯カメラがあるが、児童クラブも同じく子どもが過ごす空間であるが防犯カメラの設置はない。「安全計画」と言うならば、そこへの配慮も必要かと考える。その辺りは今回の条例改正には盛り込まれていないように思うがどうか。</p>
竹見課長	<p>防犯カメラを設置しなければならないという規定は今回の条例改正にはないが、防犯カメラ設置について検討していく必要はあると考えている。</p>
西田委員	<p>今回の基準の一部改正は学校施設に準ずるような扱いにしないというものと思うが、学校はかなり高いレベルで安全点検やその後の報告もしている。意見として、教育委員会が当該施設に対して強く指導しなければ、高レベルまでもっていくことは難しいと思う。例えば避難訓練も学校と児童クラブも一体となって実施するなど、指導を徹底していただきたい。</p>
竹見課長	<p>全施設一堂に会して「安全計画」の作成について説明する予定である。</p>
稲山部長	<p>今回国の基準の一部改正にならう条例改正であるが、できるだけ早めに「安全計画」策定に取り掛かる。防犯カメラなども必要になれば、委託施設も含めて今後補正予算で対応していく。より高いレベルでの安全対策を求められるので、法律の趣旨に鑑みながらより安全な児童クラブになるよう取り組んでいく。</p>
丹後教育長	<p>議案第 27 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
丹後教育長	<p>全員賛成で、第 27 号「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」を可決する。</p>
丹後教育長	<p>議案第 28 号「丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」保育教育課説明を求める。</p>
西嶋次長	<p>《議案書に基づき説明》</p>
垣内委員	<p>改正の主旨について詳しい説明を求める。電磁的方法が可能になった趣旨は何なのか。働き方改革なのか。</p>
西嶋次長	<p>どの保育施設でも書類作成は全て電磁的方法をとっており、現場の現状に国が合わせたかたちで改正してきたと理解している。現在手書きで書類を作成している施設はない。</p>

垣内委員	既に電磁的方法がとられているということなら、今回の改正により働き方改革の効果にならないと理解してよいのか。
西嶋次長	書類作成については電磁的方法をとっているが、保護者への配布は紙ベースで対応している施設が大半である。今後は配布についても検討し、データで配布をする方法にしていくような検討をしていきたい。
山本委員	記録は PC で作成しているとのことであるが、苦情等の記録様式は各施設にあるのか。
西嶋次長	事故等報告様式は全施設で統一様式を使用している。
山本委員	国運営基準の一部改正の目的が働き方改革ならば、多忙な中での記録も余計に時間がかかるので、円滑な記録方法が整備されているのか気になった。
西田委員	来年度から電磁的記録のみで行うことが予想されるものは何か。
西嶋次長	電磁的方法のみというのは今のところない。一部の園では、園だよりやクラスだよりを電磁的で配布している園はあるが、保護者に紙ベースかデータを選択してもらっている。全てをデータで配布するところまでは至っていない。
西田委員	学校には学校沿革誌という表簿があり、現在は紙ベースで残しているが、昔のものは筆で記載したものを永年保存してある。電磁的方法をとり、CD-ROM やハードディスクで保存したいという学校も今まであったり、永年には向かないとなり立ち消えになった。ただ近隣自治体では電磁的方法をとっていると聞いたこともある。
	保育現場に当てはめて、具体的にどれが電磁的方法が可能か研究してほしい。保育日誌を紙ベースで書き続けるのか。その辺りの研究をしてほしい。
西嶋次長	保育日誌は、かつては手書きをしていたが、今は全保育園とも PC で作成し記録を残しており、そこは変化してきた。今後研究をしていく。
丹後教育長	議案第 28 号「丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、第 28 号「丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」を可決する。
丹後教育長	議案第 29 号「丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」保育教育課説明を求める。
西嶋次長	《議案書に基づき説明》
垣内委員	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事

西嶋次長	業の4種類について、本市には該当施設はないと説明があったが、居宅訪問型保育事業にはベビーシッターも入るのか。
垣内委員	地域型保育事業のうちのひとつであり、ベビーシッターや保育士が子どもの自宅を訪問して1対1のマンツーマンを基本とした保育を行うものであり、ベビーシッターも含まれている。
西嶋次長	事業届けがないから本市には該当施設がないという見解なのか。例として、個人間の依頼でされているベビーシッターを教育委員会は把握ができていますのか。
丹後教育長	個人間でされているベビーシッターは教育委員会では把握できていない。
全委員	議案第29号「丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。
丹後教育長	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第29号「丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」を可決する。
丹後教育長	議案第30号「篠山中学校大規模改修工事請負契約の変更を市長に提案することについて」学事課説明を求める。
山本課長	《議案書に基づき説明》
山本委員	実際工事を開始してみないとわからない部分もあると思う。子どもたちが安全に通えるようにしていただいたことを感謝する。工事の際の音や匂いも子どもたちがどう感じているのか気になっていたが、とても落ち着いて授業を受けている様子で、学校職員にも感謝をする。
山本課長	年度内に完成できるよう尽力していく。
垣内委員	昨今の物価高騰で業者もお困りかと思う。それについては業者に負担してもらっているのか。
山本課長	工事に係る物価高騰分は業者に負担してもらっている。また数量確定に伴う変更については精算をする。
丹後教育長	議案第30号「篠山中学校大規模改修工事請負契約の変更を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第30号「篠山中学校大規模改修工事請負契約の変更を市長に提案することについて」を可決する。
丹後教育長	議案第31号「丹波篠山市社会教育施設の予約の取扱いに関する要綱の一

	部を改正する要綱の制定について」社会教育課説明を求める。
谷掛課長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	議案第 31 号「丹波篠山市社会教育施設の予約の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 31 号「丹波篠山市社会教育施設の予約の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」を可決する。
丹後教育長	議案第 32 号「『令和 5 年度丹波篠山の教育』の策定について」教育総務課説明を求める。
中野課長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	<p>別冊 1、「丹波篠山教育」2 頁及び議案書 27 頁の 2 月校長会資料「ウェルビーイング」に基づき説明する。</p> <p>まず「はじめに」の本文であるが、丹波篠山市の教育が何を指すのか、そしてその特徴をわかりやすいかたちで市民や教育に携わる人に示すことを心掛けた。</p> <p>2 段落目には、令和 5 年度は、5 ヶ年計画である教育振興基本計画の 4 年目の年となるので、それに基づき令和 5 年度をやっていくということ示している。基本理念『一人一人が光り輝き、生きがいをめざす』に基づき、『自らの夢や志を持ち、自ら学び考えて行動し、明日の丹波篠山や世界を担う人材』の育成に向けて取り組んでいくという大枠の目標を掲げている。</p> <p>次の段落は、教育委員会が 3 部体制になったことを入れている。</p> <p>次に、本市の特徴として、中教審が答申している「令和の日本型学校教」を本市は先に取り組んでいることについて示している。ICT 環境の活用や少人数によるきめ細かな指導體制の整備による「個別最適な学び」と、探究的な学習やふるさと教育をはじめとする体験活動を通じて、協力して何かをやっていくという「協働的な学び」を、「令和の丹波篠山型学校教育」とし、これを国が示している方針より先駆的に取り組んでいるということと、さらに一層発展させ市内外への発信に努めようと考えていることを示している。</p> <p>ほかに教育委員会で管轄している、幼児教育及びスポーツ・文化・芸術の振興、文化財の社会教育の部分については、「ウェルビーイング(Well-being)」という考え方で説明をしている。</p> <p>議案書 27 頁の 2 月校長会資料をご覧いただきたい。「ウェルビーイング(Well-being)」は、元々師走会議の一般質問で、「ウェルビーイング(Well-being)」について、教育委員会はどのような施策を展開したいのかという質問を受け、そこから「ウェルビーイング(Well-being)」について研究を始めた。古くか</p>

	<p>らある言葉ではあるが、昨今は教育分野だけではなく、経済、政治、社会でも使われている。「ウェルビーイング(Well-being)」は、幸福な状態を現在進行形で保つという持続的な幸福をいう。単に経済的、体、心だけが幸福であるということではなく、多面的な幸せをいう概念である。今なぜいろいろな場面で「ウェルビーイング(Well-being)」が使われているのかというその背景を、コロナ禍での気づきも含めて書いている。</p> <p>下段の☆印に書いている、「☆物質的な豊かさではなく、精神的な豊かさを追求することが大切という価値観の変化」のとおり、経済的に豊かであるだけではなく持続可能でなければならない。自然環境を破壊したり搾取するようでは持続できない。そういう面にも配慮しようという多面的な幸せを位置づけることばである。個人の「ウェルビーイング(Well-being)」だけに執着すると共倒れになるので、自分も周りも、自国も他国の「ウェルビーイング(Well-being)」も考えなければ共に豊になれないという意味で、「助け合い・つながり合う」共生社会の実現をめざすとしている。これはSDGsと共通した概念だと思っている。</p> <p>そしてよく考えると、本市の文化面、社会教育面、全ての教育面においても、かつてから本市で取り組んでいるテーマであるということで、改めて「ウェルビーイング(Well-being)」の実現を目指すという表記でくくっている。</p> <p>この「ウェルビーイング(Well-being)」の実現という目標は、改めて別の理念を提示したわけではなく、</p> <p>今までやってきている「丹波篠山の教育」をわかりやすいかたちで表示することで、「ウェルビーイング(Well-being)」と表記し、今後いろんなところで説明していこうと考えている。</p> <p>「はじめに」を読み、「令和5年度丹波篠山の教育」が締まったと感じた。「ウェルビーイング(Well-being)」、「助け合い・つながり合う」・共生社会の充実を実現が教育長のリーダーシップにより実現されようとする姿が見えてきた。それに伴った各論が「丹波篠山の教育」に示されたと思う。</p> <p>「はじめに」のなかに、基本的な生活習慣づくりとして「眠育、食育、遊び」とあるが、「遊び時間」の生活習慣と捉えたら良いのか。</p> <p>「遊び」は幼児期において人間形成の大事なコンセプトであると思うという考えで示した。</p> <p>人権作文については、再度意見を申し上げる。柏原の人権擁護委員連絡会に確認したが、今回国からの通知の中で各教育委員会に依頼したのは、選考に関わる部分のことだけで、作文に取り組む云々のことについてはなかったということを確認した。それが会長と各市教委のなかで、知らないうちに各学校に委ねられたかたちになり、「令和5年度丹波篠山の教育」では、令和4年度の現場の取組を追認することになっていることを非常に残念に思っている。「丹波篠山の教育」の有り様を事務局や学校がどう捉えているのか。これが大原則、大本であって教育が推進される。例えば学校現場は、「丹波篠山の教育」を示され、これに基づいて校長は各学校の教育課程を編成して</p>
垣内委員	
丹後教育長	
西田委員	

岸田次長	<p>いくことになっているので、もう一度事務局はこのことを重く受け止め、「令和5年度丹波篠山の教育」が本市教育の根本はここにあるということを再認識いただきたい。文言を変更したことについてはこれ以上は言わないが、「丹波篠山の教育」の有り様の再認識をするようにということは再度言うておく。</p> <p>「令和5年度丹波篠山の教育」の文言の修正はしたが、今ご指導いただいたように、令和5年度の人権作文の取組については、令和5年度最初の中学校長会で、「人権作文コンテスト」を基本として取り組むということ、そして、人権作文の選考及び提出にあたっては、課題の点検評価はもとより各中学校でしっかり選考のうえで法務局へ提出するように改めて指導し、周知徹底を図る。ご指摘を重く受け止め進めていく。</p>
丹後教育長	<p>「丹波篠山の教育」が、本市で教育を行うものにとって非常に重要であると再度認識して取り組む。</p>
丹後教育長	<p>議案第32号「『令和5年度丹波篠山の教育』の策定について」異議はないか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
丹後教育長	<p>全員賛成で、議案第32号「『令和5年度丹波篠山の教育』の策定について」を可決する。</p>
丹後教育長	<p>今可決をいただいた「令和5年度丹波篠山の教育」により、4月から教育行政を進める。</p> <p>なお、酒井市長5期目がスタートし、これから令和5年当初予算の肉付予算要求が始まる。必要に応じてこの「丹波篠山の教育」も加筆修正し、5月以降の定例教育委員会で再度議案として審議いただく予定である。</p>
丹後教育長	<p>ここで暫時休憩する。</p> <p>(休憩 15:25～15:35)</p>
丹後教育長	<p>休憩前に引き続き会議を開く</p>
丹後教育長	<p>日程第5、報告事項に移る。報告2「後援名義の承認について」教育総務課報告を求める。</p>
田中係長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告3「小中学校児童生徒の問題行動等について」学校教育課報告を求める。</p>
浅田課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>

丹後教育長	報告 4「令和 4 年度 2 月小・中・特別支援学校定例校長会について」学校教育課報告を求める。
浅田課長	《議案書に基づき報告》
山本委員	いじめアンケートの分析結果について、わかりやすい表記への変更をありがたく思う。 結果をみて、「相談する文化」が年々できつつあるように思う。特に、担任を中心とした教員に相談する生徒が多いのは嬉しいことで、分析どおり信頼関係が築かれていると感じた。 反面、「誰にも相談しない」というのが全体で 5.3%ある。発達段階において、色々な思いから、相談しづらくなる傾向があるとの分析であるが、その対策として、スクールカウンセラーや外部機関への相談の促しを引き続きお願いする。 別冊 2、3 頁のサポートファイルの活用についての資料はとてもわかりやすい。これを活用することにより進路や就職に役立っているという話も聞く。しかし、教職員によってはサポートファイルを理解していないのか、サポートファイルで伝えたのに配慮されなかったという意見も保護者の間で聞いたことがある。現場の教職員にもサポートファイルの大切さ、ひいては特別支援教育についても理解を深めてもらいたい。
浅田課長	いじめの問題に関する相談相手について、スクールソーシャルワーカーが中学校へ出前授業として行き、「相談する力」、「誰かに頼ることの大切さ」を中学生に伝えている。小学校低学年の頃は相談できてもだんだんできなくなるという傾向があるので、小学校高学年、中学生を中心に今後も学習を進めていく。 サポートファイルの活用について、そのような事例があったことを大変残念に思う。教職員のサポートファイルへの意識は年々高まってきていると感じている。今後も特別支援教育コーディネータを通じて活用の周知を図っていく。
丹後教育長	報告 5「特別支援学校在籍児童生徒の副次的な学籍（副籍）について」学校教育課報告を求める。
浅田課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	気になるのは、説明のなかで新生を対象に通知するということであるが、副籍を希望されない保護者や児童生徒もあるのではと思うなかで、現に在籍している児童生徒についても、再度教育委員会が確認をして通知をするべきではないかと思うがどのように考えるか。
浅田課長	兵庫県の方針が、小学校 1 年生、中学校 1 年生の新生になる時に、学校

	<p>を決める時の通知とタイミングを合わせるということになっており、本市も県に沿ってそのようにする予定である。今の在籍児童生徒には、副籍ということではないが、ここに籍があるという周知は既になされているので、随時復籍をとることを今のところは考えている。新入生の保護者に対しては、副籍の説明をしているところであるが、現に在籍している全ての保護者に令和5年度に向けてすることは難しいと考えており、新入生から副籍を置いていく。ただし篠山養護学校については、副籍がない児童生徒も居住地交流を行っているので、復籍の目的は達成できると考えている。</p>
西田委員	<p>今の説明によると、対象の児童生徒が多いので、副籍を随時やっていくということか。</p>
浅田課長	<p>県の方針がそのようになっているので、本市も県に合わせて随時やっていこうと考えている。</p>
西田委員	<p>県教育委員会の通知は、県立特別支援学校と市町立学校を想定しているように感じるが、市立特別支援学校と市立学校との関係について、必ずしも県の方針のとおりにしなくてもよいのかと考える。学校は情報を持っているはずなので、学校と連携して情報を吸い上げ、その後市教育委員会として保護者に通知をするというやり方であれば、十分に説明もしていけるのではと思う。制度が開始したからといって、今まで本市が取り組んできたことが急に変わるものではないが、開始年度であればあるほど、市立特別支援学校を持っている本市はもう少しやり方を考えてもいいのではないかなと思う。</p>
浅田課長	<p>ご意見いただいたことについて、課内で再度協議する。</p>
山本委員	<p>学級の中で、副籍の児童生徒がいるということを知らせる機会があるのか。時々交流する児童生徒が誰なのかとクラスの中でならないのか。年度始めに知っている方が良いのではないかと考える。</p>
浅田課長	<p>復籍という名で学級やその保護者に通知することはない。特別支援学校には通っているが、交流をするにあたり居住地に住んでいるお友達がいるということは児童生徒には随時伝えている。保護者には直接伝えることはないが、児童生徒を通じて情報発信をしている。副籍について、学籍簿ができるとか出席簿ができるというものではない。</p>
山本委員	<p>今の説明で、学生簿や出席簿の中に氏名があるものではなく、今までの居住地交流と同様のものであることを理解した。</p>
西田委員	<p>コロナ禍で養護学校に入学してから居住地交流が出来ていない児童生徒がいる現状がある。だからこそ、このお友達もこの地域の仲間であることを副籍学校は説明をして、共に育っていくということを進めることが大事だと思う。そのためにも全員に通知ができたらと考える。</p>
垣内委員	<p>例えば、卒業式のしおりに掲載されることか。</p>
浅田課長	<p>副籍校の学籍簿、指導要録に氏名が載るものではないので式典のしおりに掲載はない。この制度は、学校に対して、副籍のある児童生徒を通知するのみである。</p>

丹後教育長	報告 6「丹波篠山市立学校園医療的ケア指導医の委嘱について」学校教育課報告を求める。
浅田課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	参考資料 109 頁要項、「4 従事する頻度、時間」について、年 10 回程度というのはどのような場合を想定しているのか、また予算措置はどうなっているのか。
浅田課長	10 回としているが、必要な回数で行っていく。多忙な方なのでタイミングが合わないと学校にも行っていただけないという現状があることも承知している。まだ児童生徒と会っていただけていないので、まずはすぐにでも学校に行ってください、看護師とともに児童生徒の様子を見ていただき指導いただく。以降も、ケア方法が変更になった時、児童生徒の様子が変わった時など必要に応じて依頼する。来校いただけない場合も、電話やメールで指示をいただくことも含んでいる。
西羅部長	対象校は、篠山養護学校だけではなく全学校である。 予算措置については、令和 5 年度は当初予算に計上、令和 4 年度は緊急につき流用により財源を確保する。
丹後教育長	報告 7「第 43 回丹波篠山 ABC マラソンについて」社会教育課報告を求める。
谷掛課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告 8「教育長報告」をする。 議案書 25 頁をお開きいただきたい。校長会での教育長あいさつは、議案第 32 号『「令和 5 年度丹波篠山の教育」の策定について』で説明したとおりである。 2 月 12 日の市長選挙・市議会議員補欠選挙で、酒井市長が 5 期目を決められた。13 日の初登庁で、本市には様々な課題があるが今期で仕上げると言われた。特に教育に関することでは、子育て一番とふるさと教育を言われている。突破力、実行力のある市長なので、市長と同じ方向を向き、ただし教育分野で教育委員会として言うべきことは申し上げ、魅力あるまちづくり、施政を共に盛り上げていきたい。
丹後教育長	以上で、本日の審議は全て終了する。 これをもって、第 11 回定例教育委員会を終了する。